

議案第 88 号

関市特別会計条例の一部改正について

関市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 30 年 12 月 3 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市有線放送事業特別会計を廃止するため、この条例を定めようとする。

関市特別会計条例の一部を改正する条例

関市特別会計条例（昭和42年関市条例第6号）の一部を次のように改正する。
第1条第7号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前になされた関市有線放送事業特別会計に係る調定及び支出負担行為に基づく出納については、この条例の施行後も平成31年5月31日までは、なお従前の例による。